

平成22年度

各国税局管内税務指導者協議会研修

平成23年度税制改正の行方

歯科医療税制について

～平成22年度税制改正大綱から～

日本歯科医師会

歯科医師青色申告会全国連合会

日本歯科医師会税務委員会監修

税制の現状について

- 戦後のシャープ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く取った直接税中心の税体系への改革が行われた。
- 構造的な財政赤字は、現行税制が税における「十分性の原則」、すなわち社会保障などの必要な財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保すること、を満たせなくなっている。

税制改革の視点

- 特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければならない。
- 税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要である。

- 第一に、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とする。
- 第二に、「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする。
- 第三に、税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえて、その改革を推進する。

政府税調専門委が中間報告

平成22年6月21日

- 日本の財政状況について、専門委は現在の危機的財政状況を放置すれば財政がさらに悪化すると警告。社会保障など公共サービスの実施が不可能になる最悪のシナリオが想定し得るとした。
- 消費税については、景気に左右されない税目であり、広く負担を分かち合う特長から社会保障財源の中核を担うにふさわしいとした。ただ消費税を増税すると所得が低い人ほど負担感が強くなるとして「給付付き税額控除」などの留意も必要としている。

18

これからの歯科医療税制を考える

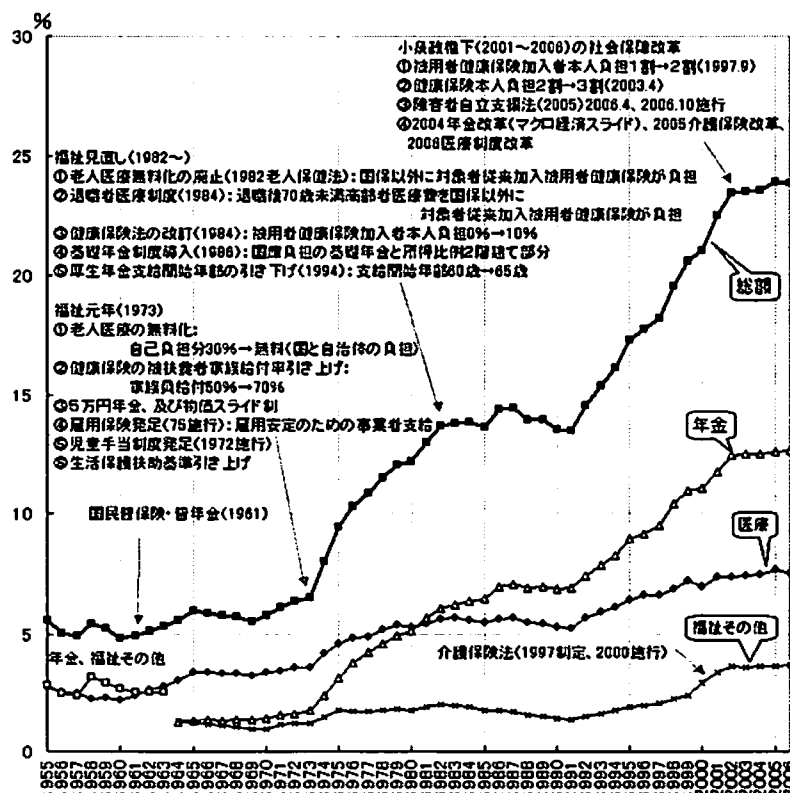
- 非課税措置、税率軽減措置の継続を訴えるにあたっては、「公益性」を強調することが本来の筋道である。しかし、これからの日本社会が目指すべき方向性として現政権が打ち出している「新しい公共」という考え方に照らし合わせれば、民間が行う事業においても、「公共性」や「非営利」を論理立てて説明していくことが有効な手段になると思われる。【日歯税務委員会】

19

※ 前記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置(10 年超)や適用者数が比較的少ない措置(2桁台以下)等については、特に厳格に判断する。

(以上、平成22年度税制改正大綱から)

社会保障給付費の対国民所得比の推移(%)



(注) 年度ベース。「福祉その他」は介護保険給付、生活保護扶助(医療を除く)、児童手当、失業給付など。
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

●政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか

3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性(費用対効果)が客観的に確認されているか。

●補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

(3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

政策税制措置の見直しの指針 （「6つのテスト」）

● 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。

(1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する(サンセット)。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。なお、厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。

(2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

租税特別措置・地方税

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、22年度1年間真摯に議論し、結論を得る。

租税特別措置の見直しに関する 基本方針

- 租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行う。

目的

- 租税特別措置について、その適用状況を透明化するとともに適切な見直しを推進し、国民が納得できる公平で透明な税制の確立に寄与する。

内容

- 適用実態調査の実施
- 報告書の作成と国会への提出
- 対象とする租税特別措置
特定の政策目的の実現のために設けられたものとする

- 第四に、グローバル化に対応できる税制のあり方を考える。
- 第五に、地域主権を確立するための税制を構築していく。

租特透明化法

- 租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みを構築するための法律、いわゆる「租特透明化法」(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律)が、平成22年3月24日に可決・成立した。

社会保険診療報酬の所得計算の 特例廃止後の影響

税目等	区 分	現行法	特例廃止	増差額
所得税	収入 保険	2,817	2,817	
	自費	335	335	
	合計	3,152	3,152	
	経費合計	1,778	1,778	
	青色申告控除前 所得	1,374	1,374	
	措置法差額	383	0	
	申告所得	950	1,334	
	所得控除	300	300	
	所得税	120	277	157
地方税	地方税	70	108	38
事業税	事業税	1	1	0
合 計	税負担額	185	381	196

所得控除の数値設定

基礎控除(所得税38万円、住民税33万円)

扶養控除(満16歳～23歳の子ども2人で所得税は63万円×2、住民税は45万円×2)

生命保険料控除(所得税は5万円×2、住民税は3.5万円×2)

小規模企業共済は月7万円

社会保険料控除は40万円

地震保険料控除は2万円とした

日歯青申連平成20年分歯科
医業経営内容調査検討資料
の第1表のうち、措置法適用
者のみ抽出した別表全地区
平均値を用いてのシミュレ
ーション

税負担増 196万円

単位:万円

社会保険診療報酬に対する 事業税非課税措置

- 社会保険診療は国民皆保険制度の枠組みの中で、社会保険診療報酬というもとより低廉な公定価格の下に、必要な医療を国民に提供するものであり、きわめて高い公益性を有しています。社会保険診療に対する事業税を非課税としてきた大きな根拠は、公共性・公益性の高い事業ということが挙げられます。
- 国の医療費適正化策による収入減に加え、労働集約型産業である医療は人件費の負担も増加し、歯科医業経営は年々圧迫されてきています。このような経営環境の下、歯科医師等は、医療の公共性や自らの社会的使命感で、母子保健法で定められた1歳6カ月・3歳児歯科健診、学校歯科健診等、地域の保健医療活動に献身的に協力しており、当該措置が撤廃された場合は地域保健に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。
- よって、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

歯科医療を取り巻く税制問題

- 平成22年度税制改正大綱で明らかにされた、租税特別措置の抜本的改正を検討する旨は、社会保険診療報酬の所得計算の特例（四段階制）、社会保険診療報酬に対する事業税非課税措置等の見直しの問題が見込まれている。現状においても、医師・歯科医師の医療活動が適正に評価されずに、低廉な診療報酬が続く中、更に、これらの見直しが行われれば、医療機関の経営基盤は崩壊し、結果として、地域医療の再生は後退することになる。

20

社会保険診療報酬の所得計算の特例 （四段階制）

- 歯科診療所の約80%は、本特例措置の対象となる社会保険診療収入が年間5,000万円以下の小規模な医療機関です。今まで、低廉な診療報酬にもかかわらず、地域医療や地域保健に専念できたのも、本特例措置（租税特別措置法第26条）が大きく貢献してきたからです。医療費抑制策のもとで、国民が期待する医療安全対策や良質な医療提供は困難です。国民の歯科医療を崩壊させないために、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。
- したがって、引き続きこの特例措置の存続を強く要望します。

21

- 社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額(医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、診療用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など)のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除の対象とされずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。
- しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3%→5%)の際や材料費の値上がり時においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっています。
- これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善されるよう強く要望します。

- また、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、診療用建物などの消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。
- (*「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬などの収益を課税売り上げとみなした場合の課税売り上げ割合により算出された税額」でも可。)

社会保険診療報酬に対する事業税 非課税措置 廃止後の影響

単位: 万円

税目等	区 分	現行法	特例廃止	増差額
	収入 保険	3,328	3,328	
	自費	686	686	
	合計	4,014	4,014	
	経費合計	2,961	2,961	
	青色申告控除前 所得	1,053	1,053	
事業税	自費の経費	380	0	
	自費所得	307	0	
	青色申告控除前 所得	307	1,053	
	事業税課税標準	17	763	
税率5%	事業税納付額	1	38	37

現行は自費のみ課税
廃止後は全収入課税
調整率 12.8%
事業主控除 290万円

日歯青申連平成20年分歯科
医業経営内容調査検討資料
の第1表から全地区平均値

税負担増37万円

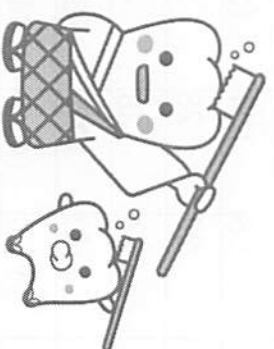
24

消費税関連の要望

- 1) 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善されたい。
- 2) 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、診療用建物などの消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設されたい。
税率上げの際は、付加価値税としてのあり方を再考する必要がある。

25

ご清聴ありがとうございました。



控除対象外消費税（損税）の影響

平成21年度医療経済実態調査速報値から推計

単位:千円

消費税率	5%	8%	10%	15%
I 医業収入	3,616	3,631	3,641	3,665
II 医業費用	2,415	2,456	2,483	2,551
III 収支差額 (I - II)	1,201	1,176	1,158	1,114
消費税課税対象費用額	1,357	1,397	1,433	1,509
消費税額	65	104	130	195
1. 保険収入補填額	28	28	28	28
2. 保険外収入消費税	24	38	48	72
3. 消費税収支差額	(13)	(37)	(54)	(95)
4. 年間消費税収支差額	(155)	(450)	(647)	(1,142)
損税解消のための引上率	0.41%	1.20%	1.73%	3.06%

平成21年度は予算の関係で速報値のみとなり、消費税課税対象外費用のデータが含まれない。土地賃借料、損害保険料、租税公課、寄付金、支払利息について影響率が少なく、ここ数回の調査で変化が少ないため数回のデータをまとめて参考値として推計した。減価償却費については全額を課税仕入れとし、消費税5%を含むとして試算した。

28

控除対象外消費税（損税）の影響2

- 平成21年度医療経済実態調査結果から損税解消には、0.41%の社会保険診療報酬の引き上げが必要である。
- 消費税が10%となると1.73%、15%では3.06%の引き上げが必要となる。
- 現在の社会保険診療報酬における消費税分の補填率は0.9%と言われているが、既に消滅していると考え、それぞれ、1.31%、2.63%、3.96%の引き上げが必要となる。

29